

## 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社 真栄建設
主たる営業所の所在地	兵庫県三木市吉川町豊岡2700
許可番号	兵庫県知事許可（般－1）第353836号
許可を受けている建設業の種類	土、建、と、石、鋼、舗、し、塗、園、水、解

### 2 処分に関する事項

処分年月日	令和4年11月28日
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）
処分の内容	<p>建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 停止を命じる営業の範囲 建設業に係る営業の全部</li><li>2 期間 令和4年12月12日から令和4年12月26日までの15日間</li></ol>
処分の原因となった事実	<p>株式会社真栄建設は、受注した兵庫県発注の工事において、配置していた主任技術者が退社したにもかかわらず、資格要件を満たす後任の主任技術者を配置せず兵庫県への報告を怠った。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。</p>

